

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和8年3月10日（火曜日）

開会 午前10時 0分

閉会 午後 2時43分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	加藤保博	副委員長	太田善介
	委員	大月真一	委員	溝手宣良
	委員	三宅啓介	委員	深見昌宏
	委員	津神謙太郎		
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原純	同次長	日笠哲宏
同主幹	関藤克城	同主幹	岩佐知美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	入野史也	政策調整課長	林啓二
総務部長	内田和弘	財政課長	岡真里
産業部長	西川茂	農林課長	中山輝
農林課主幹	村上敏行	文化財課長	河原睦弘
文化財課主幹	松山智弘	観光プロジェクト課長	赤木郁哉
企業誘致商工振興課長	重信憲男		
建設部長	平田壯太郎	建設部参与	大田昇
地域応援課長	目黒由基	地域応援課主幹	安原和行
土木課長	矢木武司	都市計画課長	田中章彦
建築住宅課長	林輝昭		
環境水道部長	西村佳子	上水道課長	浅野竜治
上水道課主幹	但野泰利	下水道課長	角田琢美
下水道課主幹	岡崎一	総社下水処理場長	清水桂介
環境課長	高谷直樹	アqualセンター吉備路センター長	木村勝彦

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和8年3月10日

総社市議会議長 三宅 啓介 様

産業建設委員会
委員長 加藤 保博

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第15号	総社市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第16号	総社市都市計画に関する基本的な方針の策定について	原案を可決すべきである
議案第17号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第18号	総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第19号	総社市給水条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第20号	総社市公共下水道条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第21号	総社市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第22号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第26号	令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）	原案を可決すべきである

議案第 2 7 号	令和 7 年度総社市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案を可決すべきである
議案第 3 3 号	令和 8 年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 4 号	令和 8 年度総社市水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 5 号	令和 8 年度総社市工業用水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 6 号	令和 8 年度総社市下水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 7 号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
議案第 3 8 号	市道の路線変更について	原案を可決すべきである
議案第 3 9 号	市道の路線廃止について	原案を可決すべきである

開会 午前10時0分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第15号 総社市道路占用料徴収条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第15号 総社市道路占用料徴収条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

このたびの改正は、道路法施行令が令和7年12月に改正され、道路占用料の見直しが行われたことに伴い、本市におきましても占用料の改定を行おうとするものでございます。

具体的な改定額につきましては、次ページの改正前後表の別表、占用料金額表に記載のとおりでございます。

なお、道路占用料は、一般的な土地利用の賃料に相当する額を徴収するという考え方を取っており、固定資産税評価額や地価に対する賃料の水準を基に占用料の算定をしております。今回の改正は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替えの結果を踏まえた占用料の改定になります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、何点かだけ確認で教えてください。

これ、まず改正が今回されましたけど、以前改正されたのはいつなのかというのが1点と、これ、4月からということになると、関係の業者に対してはどのように周知されるのか、その2点、分かれば教えてください。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 占用料の改定につきましては、直近で言いますと令和5年4月改正ということになっております。

広報的なところでございますけれども、今、窓口へ来られた業者にはお伝えをしながら周知を図っているところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。窓口の職員のほうにもちゃんと、この改定をされたらミスのない

ようにしていただきたいと思います。分かりました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第16号 総社市の都市計画に関する基本的な方針の策定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 議案第16号 総社市の都市計画に関する基本的な方針の策定について御説明申し上げます。

これは、令和17年度を目標年次とする総社市都市計画マスタープランを策定しようとするもので、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2項の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

計画策定に当たりましては、議員各位をはじめ総社市都市計画審議会委員の皆様や市民の皆様から幅広く御意見をいただき、策定したものでございます。

1ページ、2ページを御覧ください。

マスタープランの役割や上位関連計画との位置づけについて記載しております。

3ページ、4ページでは、マスタープランの対象区域、目標年次、計画の構成を記載しております。

5ページから46ページでは、総社市の現状分析と課題の整理を行っております。

47ページでは、第3次総社市総合計画で掲げる将来都市像と基本理念、人口展望を記載しております。

48ページを御覧ください。

総合計画で掲げる将来都市像を実現すべく、マスタープランではまちづくりの目標として「総社市民であることにしあわせを感じられるまち」を掲げます。このまちづくりの目標を実現するため、「都市と自然のバランスがとれた持続可能なまち総社」、「人にやさしく、人が中心のまち総社」、「社会環境の変化、まちづくりの進化に適應できるまち総社」の、この三つの基本目標を設

定し、49ページから50ページにかけて具体的な方針を示しております。

51ページからは、将来都市構造を記載しております。これは、まちづくりの基本となる将来のまちの骨格のイメージを概念的に示したものでございます。

56ページから78ページでは、分野別のまちづくり方針として、土地利用・市街地整備、都市施設整備、都市環境形成、安全・安心なまちづくりの四つの分野において、それぞれ方針を示しております。

79ページからは、本市を北部、西部、南部、東部の四つの地域に分け、それぞれの地域特性に応じた地域づくりの目標や方針を示しております。

最後に、114ページを御覧ください。

市民や事業者、大学等の参画と連携、進行管理と評価、検証の適切な実施により、マスタープランの実現を着実に図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 ちょっとお伺いしますけど、このマスタープランの51ページにある将来都市構造ですね。ここのところの一番下の山間エリアというところを書いてあるんですけども、「森林資源を保全し、林業振興のほか、生物多様性、環境保全、水源涵養、レクリエーションなど、森林が有する多面的機能の保全を図ります」という形で山間エリアを今後の将来の形としていこうという基本方針が示されておりますけど、これ、本当に総社市として林業を振興されようというお考えはあるんでしょうか、お伺いします。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 林業の振興もそうですが、まず今ある資源を大切にしていこうと、保全をしていこうというのが基本的な方針でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ということは、やはりそういう林業の振興も視野に入れて、今後そのような基本方針に基づいた形で行政を進めていこうと、そういうお考えでよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 お見込みのとおりでございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。じゃあ、よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 この都市計画マスタープランについては、今までも委員会でしっかりもんできたので特にどうということはないんですが、この内容については今までしてきたのでね。ただ、これ、10年ごとという目標ですけど、これが当然、以前にも委員会で申しましたが、もっと長いスパンで考えるべきものは考えるべきだというふうに思います。そこで、今回これで議決されたら、どの段階から次の計画を策定に入るのか。もう10年たって中間が5年でされるとかあると思うんですけど、そこに来ないと、5年スパンぐらいでしか考えない。それとも、もっとやっぱり長いスパンで考えるか。やはり今、さきの一般質問の答弁で市長もついに人口が減少に、新聞でも総社市で発表されましたよというところがあって、ここ、まだ7万500人という目標が掲げてあるんですが、そういった人口動態も踏まえないと、この計画がまさに絵に描いた餅になってしまいかねませんので、そういった長期的な視野というものをお持ちなのかどうか。どの程度、今つくっていかれてるのか、つくっていかうとされているのか、そういったあたりを教えていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 どのようなスパンでの計画の見直しを検討しているかということでございます。

この計画の期間としては10年間でございます。見直しにつきましては、世情を見ながら、それから事業の内容、日々の検証をしながら、必要に応じて見直しを図っていきたいと思います。ですので、10年ごとにしか見直しをしないというわけではなく、世情に応じて、必要に応じて見直しをしたいと思います。また、スパンにつきましても、20年後を見越したような長期的なスパンで見直せるような、つくれるような計画を検討したいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 本当はこの計画というかこの議案を議決するに際して附帯をつけたいぐらいの勢いで、やっぱり長期的な視野を持ってほしいというふうには思っております。今回、附帯をつけるという気はないんですけど、それぐらいの思いがあるということです。やっぱり長期的な視野を持っていただきたいと思います。

もう一点が、その長期的な視野と、あとやっぱり市民あつての当然総社市なので、その市民の意見を聞くということが大切なことなのだろうかなというふうには思います。この都市計画マスタープランの素案のときにパブリックコメントを募集されていましたが、今後いわゆる市役所に意見が寄せられるということはあるかと思いますが、総社市の都市像というか将来像について、引き続き例えばそれがパブリックコメントなのか、パブリックコメントでなくてもふだんからこういうのを受け付けてますよという体制が実はあったほうがいいんじゃないかなというふうには思うんですが、そういった将来像について、この都市計画の方針について引き続き市民の意見を広く募集する気があるか、またはその計画があるか、あればどういった方法で募集をするのかといったこ

とを教えてください。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 市民の皆様からの御意見は今後も広くいただきたいと考えておるところでございます。改めて、いただく方法として、都市計画マスタープランの見直し、改善に当たりましてはパブリックコメントという方法を用いましたが、今後、日々においてパブリックコメントを常に実施するというのはちょっと考えてはおりませんが、具体的なやり方は今後検討させていただくとしたしましても、今後とも広く皆様からの、市民の皆様からの意見をいただきたいと考えているところでございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと確認程度で、46ページのところに、まちづくりの見直しのポイントというところで、まさに今このポイント③番のところに、「老朽化した上下水道管の破損等により、市民生活に多大な影響を及ぼす事故が発生しており、都市基盤の老朽化への対応が重要な課題になっている」と、こういうことも書いてありますので、ぜひこれに沿って、今まさにこの下水道管の破損が起こっているので、本当はさっきお話がありましたけど、書いただけではなくて対応していただきたいというふうに思っております。

それが、お願いが1点と、もう一点だけちょっと確認です。117ページに、この都市計画マスタープラン実現化のための方策で「③市内連携体制の強化」という項目がありまして、ここに、「そうじゃグランドデザイン改革本部など市内横断的な体制を活用し、目標実現に向けて取り組みます」と書いてありますが、このそうじゃグランドデザイン改革本部のこの市内横断のこの組織、どの程度、どういうタイミングで今後活用していくようなイメージを持っておられるか、そこだけ教えていただけますか。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 まず、下水道、上水道につきましては、今後ともインフラのメンテナンスについて強化していこうと考えております。

また、市内の連携体制、そうじゃグランドデザイン改革本部の会議でございますが、今年度3回ほど開いておりますが、事業進捗に向けて日々、度々、具体的にいつというのは決めてはおりませんが、頻繁に開いていこうと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。この市内横断で情報共有して計画を実現していくというのは大変重要でありますので、引き続いてそのそうじゃグランドデザイン改革本部、活用しながら前に進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第17号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 議案第17号 総社市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この一部改正は、建築基準法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る申請手数料の額について、近年の人件費等の上昇により建築確認等の審査業務に係る経費が増大していることから、県をはじめ県内の特定行政庁と歩調を合わせ、建築確認等に係る手数料を改定し、安定的な審査体制を維持するため、関係条文の整備を行うものでございます。

1枚お開きいただきまして、1ページからの改正前後表で御説明させていただきます。

別表第3は建築基準法、飛びまして25ページからの別表第5は長期優良住宅の普及の促進に関する法律、37ページからの別表第6は都市の低炭素化の促進に関する法律、42ページからの別表第7は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る申請手数料でございます。

25ページにございます別表第3の72の項は建築計画概要書等の写しの交付に関する事務に係る手数料でございます。諸証明と同額としていることから据置き、その他全ての手数料を増額する改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第18号 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第18号 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

本改正は、水道企業職員に対する扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給につきまして、総社市職員に準じた措置を講じるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきまして御説明申し上げますので、次のページになります改正前後表を御覧ください。

第4条の扶養手当におきましては、総社市職員給与条例の一部改正により扶養親族の対象から配偶者が削除されていることから、これに準じて削除しようとするものでございます。

第13条の管理職員特別勤務手当におきましても、総社市職員給与条例の一部改正に準じまして、平日における支給対象時間について、午後10時から翌日の午前5時までに改めようとするものでございます。

第17条の給与の減額におきましては、第4条で配偶者の文言が削除されたことにより、配偶者についての括弧書きを加えようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第19号 総社市給水条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第19号 総社市給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

昨今の水道事業を取り巻く経営環境は、物価高騰により維持管理経費の増加や施設の老朽化、耐震化対策費が増大する一方で、長期的には水需要の減少が見込まれるなど、非常に厳しさを増す状況になっております。こうした状況を踏まえまして、昨年10月から外部委員による総社市水道料金等検討委員会を設置し、適切な料金水準について御審議していただいた結果、将来にわたり安定的に水道事業を運営していくためには適切な料金水準に改定することが必要であり、平均改定率25%増加することが妥当であるとの意見書が提出されました。意見書の提出を受けまして、改めて料金改定の妥当性を検証いたしましたところ、事業運営の安定化を図るため、なるべく早期に財源を確保することから、総社市水道料金等検討委員会での審議結果に基づき平均改定率25%増加となるよう、令和8年6月使用分から料金改定を行ってまいりたいという判断に至ったところでございます。以上のことを踏まえまして、水道料金の改定に係る関係条文の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきまして御説明申し上げますので、次のページ、改正前後表で御覧ください。

第25条の水道事業の料金におきましては、平均改定率25%の増加となるよう、口径13mmから25mmまでの基本料金に含まれていた基本水量を廃止し、基本料金及び給水料金の単価を改めようとするものでございます。

なお、基本水量の廃止に伴い、口径13mmから25mmまでにおける少量使用者への一定の配慮を行うため、1箇月当たり使用水量10m³までの給水単価は低額なものとなるよう、1m³当たり20円と設定いたしております。

また、第27条の料金の算定におきましては、使用日数が15日以内の算定方法について表記を改めようとするものでございます。

附則といたしまして、第1項で本条例は令和8年6月1日から施行するものとしております。

第2項で、経過措置といたしまして、この改正は令和8年6月以降に使用する水道料金から適用

し、同月前に使用する水道料金につきましては従前の例によることといたしております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入りますが、質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 一つお伺いをいたします。

この値上げについては、以前よりホームページとかいろんなところで値上げが必要というようなお話が総社市の中で出されておりますけれども、私はまだ聞いてないんですけど、行政のほうに市民のどなたかから、要はこの値上げはどうかというような、そういうふうな御意見というか、そういう反対するような意見があったんでしょうか。それとも、そんな意見はないというふうな状況に今あるんでしょうか、お教えてください。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 大月委員の御質問にお答えいたします。

昨年10月からこの総社市水道料金等検討委員会を開催いたしましたが、特に市民の方から、どうしてこの時期に改定だとかそういうことをするのか、そういった御質問というか御意見は特にいただいておりません。ただ、事業者というか賃貸のオーナーから、いつから値上げの予定でしょうかというような問合せは1件か2件ございましたが、それ以外については特に把握はしておりません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。特にそういうふうな、こういうふうな動きに対して意見を述べられる、反対をされとるということは市民のほうからないということが分かりましたので、了解いたしました。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、ちょっと恥ずかしいことを聞きます。私が知らないだけなんで教えてください。この料金体系の、10m³以下と11m³以上で分けられてるんですけど、以下と以上なんで、10m³以上11m³未満はどういう料金が発生するんですか、これ。僕が知らないだけなんで教えてください。ごめんなさい。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えします。

基本的に1m³未満については切捨てになりますので、こういう表記になっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと教えてください。これ、料金体系が今までよりも随分複雑にはなるといふふうに思いますが、よくあるのが、さっきの手数料もそうなんですけど、料金改定すると徴収に不備が出てきたり、そういうところの対策というのは考えられておりますか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

先ほど御説明させていただきましたように、今回、基本水量を廃止ということで、基本的に料金体系については1トンから料金徴収の対象になりますので、体系としては20円と170円ということですので、基本的に料金体系自体は簡素化されたと一応考えております。システムについても幾らか改修は必要ですが、6月使用分からですので、8月に実際検針を行うようになりますが、一応システム上は問題なく対応できるということで確認いたしております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。そのあたりのことも十分対応していくということで了解いたしました。この料金体系を策定する前に、この総社市水道料金等検討委員会の方々には本当に一生懸命御検討されて、こういった案が出てきましたけれども、こちらの検討委員会でも書いてありますように、やはり周知というところが一番重要だというふうに思っておりまして、市民の方には6月からのこういう、まだ決まってはいたしませんけれども、こういうことがもし決まりましたら、もう本当に大変なぐらい周知に一生懸命努めていただきたいなというお願いで終わりたいと思います。答弁は結構です。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第20号 総社市公共下水道条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 それでは、議案第20号 総社市公共下水道条例の一部改正につきまして御

説明を申し上げます。

下水道事業は、これまでに処理場などの処理整備を実施しており、使用料収入だけでは賄えず、一般会計からの繰入れによる財政負担を抱えております。また、近年、物価高騰による維持管理費の増加や施設の老朽化への対応など、事業運営を取り巻く環境はさらに厳しい状況となっております。こうした状況を踏まえ、下水道使用料も総社市水道料金等検討委員会において適切な使用料水準について審議をいただき、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには適切な使用料水準を改定することが必要であるとの意見を提出されたところでございます。本改定は、その意見の内容を踏まえ、使用料負担の公平及び財政の健全化に向け、平均改定率15%増とし、令和8年6月の使用分から料金改定を行うため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げますので、次のページ、改正前後表を御覧ください。

第19条使用料の算定方法につきまして、第1項で平均改定率15%の増加となるよう基本料金に含まれていた基本水量を廃止し、また基本料金及び従量料金の単価をそれぞれ記載のとおり改めようとするものでございます。

なお、基本水量の廃止に伴い、少量使用者への一定の配慮を行うため、1箇月当たり使用料10m³当たりの従量料金は低額な単価としております。

次に、第4項におきましては、使用日数が15日以下の算定方法について、数値による表記に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、第1項で、本条例は令和8年6月1日から施行することといたしております。

また、経過措置といたしまして、第2項において、この改定は令和8年6月1日以降に額を改定する使用料から適用し、同日前に額が確定した使用料につきましては従前の例によることといたしております。

第3項、第4項につきましては、本条例の一部改定に伴いまして、関係する条例の所要の改定を行うというものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 すごく基本的なことを教えてください。

私の家が浄化槽なんで、下水道に関して全くよく分かってないんですけども、これって基本料金以外の量というのは水道料金から算出されるもんですかね。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 すみません、量が、使い方が2種類ありまして、水量による量を適用させていただくというふうに計算上、算定根拠はなっております。答えが違います。ごめんなさい。

(「水量による……」と呼ぶ者あり)

○角田琢美下水道課長(続) 水道によるもの。すみません、失礼いたしました。下水道の算定方法には、水道を基本とする、水道が使ったものを下水道に流す算定方法と、御自宅によっては井戸水を使われるおうちがあります。井戸水については従来の算定方法を適用させていただいておりますが、そちらの井戸水を流される方については人数による計算を適用させていただいてるところでございます。1人当たりの m^3 を根拠とした計算にさせていただいておりますので、あくまでも量を基に計算をするというようなことでございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

太田副委員長。

○太田善介委員 結局、使った水の量がそのまま下水道に流れるという考え方と、一人頭どんだけするんかという話で、基本的にメーターがついとるわけじゃないですよ、下水道に関してはね。分かりました。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。なので、先ほども上水道のときにも聞いたんですけど、今、太田副委員長がおっしゃったように、この料金の算定方法はこうですよ。ただ、要は以上、以下のところが違うじゃないですか。要は水道は 10m^3 使っても 11m^3 に満たんかったらぎりぎり料金が上がらないですよ。でも、下水道は実は 10m^3 ちょい超えたらもう高くなるってことですよ。これが、だからなぜそのようにしてあるのか。上水は、だから 11m^3 ぎりぎり手前まで使って、前の料金、安いほうの料金なのに、下水はもう 10m^3 超えたらということですから、だから水道がまだぎりぎり上がらんけん大丈夫じゃと思うたら下水道では上げられるんですよ。だから、そこがなぜ差をつけているのかというのを教えていただければ。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 表記の書き方なのかもしれませんが、 10m^3 以下という 10m^3 までが入ってるものと認識しております。 10m^3 を超えというのは、 10m^3 は入らないという認識を持っておりまして、ごめんなさい。失礼いたしました。適用の基準は上水道と一緒にございます。切捨てでございます。水道を基に計算するので、同様の計算式で切捨てをさせていただいておりますのでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 基本的に承知をいたしました。分かったつもりでございますので確認します。ここも 10m^3 以下って書いてあるけれど、切捨てなので、要は 10.99m^3 ぐらいというか、限りなく9は続いてしまいますから、 10.99m^3 までは 10m^3 なんだという考え方だから 10m^3 以下というふうになってるから、水道の使用量と下水道の使用量は完全に比例してるんですよということでいいんですね。だから、そこにもしかして 1m^3 程度の誤差が出るのかなと思ったので、出てないということでいいで

すね。承知をいたしました。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 確認で、説明も受けたことではあるんですけども、もう一度確認をさせてください。今回のこの下水道の料金改定に伴って、今まで料金回収率というのが66.12%だったものがどの程度変わってくるのか、まず教えてください。

○加藤保博委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 三宅委員の御質問にお答えいたします。

料金改定に伴い、経費回収率は76.5%になる予定でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 ということは、料金を上げさせてもらっても、要は76.5%ということは、言い方は悪いですがかなりな赤字というか、そういう状況は引き続いて変わらないということよろしいですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 三宅委員の再度の御質問でございます。

改定しても、まだ赤字のままということでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第21号 総社市農業集落排水処理施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 それでは、議案第21号 総社市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

現在、農業集落排水の使用料算定方法は、使用人数に応じた人数制と公共下水道使用料を適用する使用水量に応じた従量制があり、区域ごとに異なる使用料の算定方法となっております。このたび、この2種類の算定方法を使用水量に応じた従量制に統一するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げますので、次のページ、改正前後表を御覧ください。

第12条につきましては、使用人数の異動に関する届出を求める必要がなくなることから、当該規定を削除しようとするものでございます。

次に、第14条におきまして、使用料の算定方法を公共下水道条例の使用料の算定方法とするものでございます。

その他の条文につきましては、使用人数の算定方法を廃止することによる関係条文の整備でございます。

附則といたしまして、第1項で、本条例は令和8年6月1日から施行することといたしております。

また、経過措置といたしまして、第2項において、この改正は令和8年6月1日以後に額を確定する使用料から適用し、同日前に額が確定した使用料につきましては従前の例によることといたしております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 さっきの話と同じなんですけど、これ、何で農業集落排水だけは人数制をやめる話になったのでしょうか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 農業集落排水の中に2通りの計算が存在しておりまして、人数制をやめるという点におきましては不公平感が従来からあったところでございます。使用料に応じた計算が実際に使ったものなのですが、人数制というのは一定の量を計算するがゆえに高めにもらってたというふうな差が出てるところでございます。もともと統一しなければいけない点といたしましては、山手、清音がもう下水道使用料を適用した計算式、旧総社市が人数制を適用した制度を適用してたということで、統一を図らなければいけないということが今回の改正の理由でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 逆に農業集落排水じゃない普通の下水道の場合は、人数制は生きてるわけですね。ここは人数制は生きてない。ないんですかね。さっきの説明でいうと、井戸水を使ってる方云々かんぬんの話は農業集落排水の話を言われてたってことで、普通の下水道ではそういう人数制は引いてないんですかね。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田副委員長の御質問でございます。

井戸水につきましては、公共も井戸水を使って下水に流される場合には計算をさせていただいてるところです。集落排水につきましても、人数制のところはもともと人数の計算でございましたので、そこについては井戸水を使われていても計算は反映しておりませんが、ごめんなさい、複雑に言ってますが、もともと人数からの計算でございましたので、幾ら使っても人数からの計算では影響しないということが旧総社の計算式でございますので。説明が悪くて申し訳ありません。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今の話でいうと、集落排水の場合は井戸水を使って下水を使う場合は計算されないということなので、でも水道料金からか。井戸水しか使っていないパターンというところはないってことですね。井戸水しか使ってなくて、下水道、農業「集落排水を使ってるみたいなパターンは存在しないということですね。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田副委員長の再度の御質問でございます。

井戸水を使ってるだけのおうちという方につきましては、今ちょっと把握はないんですが、あるとは思っております、公共下水道の中でも。ただ、公共下水道の中と言いながら、農業集落排水が山手、清音はもう公共下水道の料金を適用してますので、そこについては同じ計算式で、井戸水を使われた場合には完全に井戸水の使用の方、それから併用されてる方ということで、併用されてる方、上水を使いながら井戸水も一部使われてる方につきましてはそれぞれの適用の計算をさせていただいているところでございます。集落排水、旧総社につきましては、もう人数だけの計算ですので、井戸水を使われようが、使われてない方でも同一料金をいただくという、人数だけの計算になっております。

○加藤保博委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

環境水道部長。

○西村佳子環境水道部長 現在、農業集落排水の使用料は人数制と従量制が混在しており、人数制

のところは旧総社地区、総社市の部分だけ人数制になっております。今回この農業集落排水の条例改正により、全ての地区を農業集落排水は同じの形、従量制という形にさせていただきます。それによって、公共下水道と全く同じ計算の仕方になるという形になりますので、水道料金の方は水道料金に合わせて下水道料金、農業集落排水の使用料が加算される。井戸の方は井戸の方に合わせて、また農業集落排水の使用料が加算される。もう公共下水道の計算と同じというふうに思っただけであれば結構だと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 また確認をさせてください。これ、旧総社地区の農業集落排水のいわゆる集金体制という言い方がいいのか、計算という言い方がいいのか、これが特別だったものを公共下水道に統一しましょうということだと思いますが、この総社地区の例えば上林地区であるとか山田地区であるとか、まず何々地区が総社地区にあって、その対象世帯が幾らあるのかというのをまず教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 三宅委員の御質問でございます。

旧総社市の農業集落排水の対象地区でございますが、まず秦、江崎、新本本庄地区、下原、下林、長良、新本新庄と山田地区、あと山手地区の岡谷になりますが、総社だけは以上でございます。

人数的なものでございますが、世帯的には約1,000軒を想定しているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 これ、御家庭によって変わってくると思いますが、全体的にこの料金改定が下水道に統一されることによって、今の1,000軒の方は、使用料が安くなる方が多くなりそうなのか、高くなりそうなのかというところは何か計算ができますか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 三宅委員の再度の御質問でございます。

料金改定によって影響を受けるというふうな認識でおりますが、使用の仕方によると思います。大体1世帯の4人から5人ぐらいまでの方は料金が下がるというふうに認識してるところでございます。逆に使用量によってはたくさんいただく方が出てくるということでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 さっきからいろんな値段がどうしてもこの物価高等で上がってくるとなると、やはり何度も言いますけど周知というところが一番まずは重要で、大変なお願いをさせていただかな

いといけないところですので、我々が聞いてもこんがらがるといふ話ではありますので、ぜひ周知というところ、市民の方々に丁寧な説明をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 三宅委員の御意見ありがとうございます。今回の改定、下水道の改定と、それから上水道も改定いたしますが、それとは別に農業集落排水につきましては単独で各戸に配布をさせていただく予定でございますので、丁寧に対応させていただく予定です。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

次に、議案第22号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 議案第22号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正について、本委員会の所管に属する部分を便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の22、23ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第10節需用費2,271万円の減額につきましては、市営斎場照明器具LED化の修繕費確定に伴い減額するものでございます。次に、第18節

負担金、補助及び交付金2,044万9,000円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業補助金の対象設置数等の確定により減額するものでございます。

続きまして、第5款労働費、第1項労働諸費、第2目勤労センター費、第10節需用費3,300万円の減額につきましては、サンワーク総社の照明LED化及び空調取替え、修繕等の事業費の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第12節委託料325万円の減額につきましては、加工用桃試験栽培を行う実証実験委託料を減額するものでございます。次に、第18節負担金、補助及び交付金1,623万7,000円の減額につきましては、説明欄1番目の園芸振興対策事業補助金を1,335万8,000円減額するもの、説明欄2番目の鳥獣被害防止総合対策事業補助金を287万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、第5目農地費、第12節委託料110万円の減額につきましては、設計等委託料を減額するものでございます。次に、第14節工事請負費1,500万円の減額につきましては、揚排水機等修理事業のうち、事業に係る見込額の確定に伴い減額するものでございます。

予算書の24、25ページをお開きください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費、第12節委託料800万円の減額につきましては、計画していた道路改良事業が地元調整の難航により中断することに伴い減額するものでございます。次に、第14節工事請負費7,500万円の減額につきましては、東総社駅前泉本線改良事業の交付金が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

続きまして、第3項河川費、第1目河川事業費、第14節工事請負費2,900万円の減額につきましては、国府川改修事業の交付金が確定したことによるもの及び排水ポンプ収納庫設備の事業費の確定見込みにより不用額を減額するものでございます。次に、第17節備品購入費359万円の減額につきましては、排水ポンプ購入の事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、第12節委託料595万1,000円の減額につきましては、地区計画策定支援事業に係る事業費について、今後の執行見込みにより減額するものでございます。

続きまして、第2目街路事業費、第14節工事請負費200万円の減額につきましては、刑部三須線の令和6年7月開通区間に対する附帯工事に係る事業費について、今後の執行見込みにより減額するものでございます。

続きまして、第3目都市下水路費、第12節委託料200万円の減額につきましては、測量設計業務の事業費の確定見込みにより減額するものでございます。

予算書26、27ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、第10節需用費695万4,000円の減額につきましては、鬼城山学習広場デッキ改修工事において、修繕方法の見直しにより調整等不測の日数を要し、年度内の執行が見込めないため令和8年度において整備することとし、本年度の予算を減

額するものでございます。

次に、第12節委託料100万円の減額につきましては、福山城跡福山合戦慰霊塔の事業完了に伴い減額するものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

○加藤保博委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 続きまして、歳入について本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、14ページ、15ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金のうち、説明欄の一つ目、循環型社会形成推進交付金及び第8目土木費国庫補助金の全て並びに第16款県支出金、第2項県補助金、第4目衛生費県補助金及び第6目農林業費県補助金につきましては、事業費確定見込みによる減額でございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第37目そうじゃ創生応援基金繰入金につきましては、歳出の項で御説明いたしました加工用桃の実証実験委託料の減額に伴います補正でございます。

第22款市債、第1項市債、第4目衛生債から第8目土木債までの補正につきましては、事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち、本委員会の所管に属するものは、第6款農林業費及び第8款土木費の全て並びに第10款教育費、第5項社会教育費で、いずれも部品の調達や地元等との調整に不測の日数を要するなどにより年度内に事業完了することが困難なため、繰越明許の措置を取り、それぞれ記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

なお、事業の詳細は、予算書の最後に参考資料を掲載しております。

続きまして、第3条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正（変更）のうち、本委員会の所管に属するものは、一番下の加工用桃試験栽培業務委託で、期間を令和7年度から令和12年度までの6年間とし、限度額を925万円に増額変更するものでございます。

続きまして、第4条地方債の補正について御説明いたしますので、8ページ、9ページを御覧ください。

第4表地方債補正（変更）のうち、本委員会の所管に属するものは、上から3番目の保健衛生施設整備事業から五つ下の河川事業までの6事業で、歳入予算の補正に伴い市債の借入限度額を減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 それでは、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費について、第18節負担金、補助及び交付金のうち浄化槽設置整備事業補助金の2,000万円ちょっとの減額について伺います。

これが調書に記載のとおりなんだと思いますが、当初予定150基で執行見込みが87基であると。これ、結構数に差があるなと思ったんですが、これだけの誤差が生じた理由というのが何か分かれば教えてください。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

当初予算が150基を想定させていただいた理由といたしましては、50戸連たんという開発の駆け込み需要を見据えた中で、例年どおりの150基を計上させていただいたというのが当初の予算計上でございました。今回、一定の内容で開発行為も落ち着いてきたというのが、実際の今回87基という数字になったものというふうに認識しております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費で第10節需用費、これも2,271万円の減で、これが市営斎場の照明器具取替え、LED化に伴うものであると。これ、2,000万円以上の減額であると。質問の仕方としてちょっと不適切かもしれませんが、この減額がほかにも結構あるなと思ったんですが、例えば調書でいうと隣のページになるんですが、第5款労働費、第1項労働諸費、第2目勤労センター費で第10節需用費のこの修繕料の3,300万円とか、これ減額なんで、あまり使わなかったからよかったよねというだけじゃなしに、やはりこの減額の金額が何千万円単位というのは結構大きいのかなというふうに思うので、これが入札残であったり、確定に伴うだけど、これ、見込みが大分違ったのかなというふうに思うので、この金額の差が生じた理由を教えてくださいなと思います。よろしくお願いします。

○加藤保博委員長 今2項目ぐらい例に挙げられましたが、別々にお答えするんですか。それと

も全体的に減額が多いという理由を言えばいいですか。

○溝手宣良委員（続） 多分難しいでしょうから、それぞれにお答えいただいたほうが。

○加藤保博委員長 では、まず市営斎場の減額のほうから。

環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の御質問にお答えさせていただきます。

減額の理由につきましては、入札による額の確定でございます。いずれにしましても、予算要求時、見積徴収のときには事業内容を今後は十分検討し、詳細を詰めた上で徴収するよう、今後一層の注意を払ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 もう一点。

企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 勤労センター費のほうも先ほどの衛生費と同じように入札をした結果でございますので、今さっきの説明と同じように見積りを徴収するときにもうちょっと精査等々をしっかりとしていきたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 だから、なぜここまで入札残が出たのかという説明には、すみません、いずれもなっていないのかなというふうには思うんですが、ただ共通していたのは、より精査すること、あまり精査できてなかった出したんですか。何かちょっと、すみません、やっぱり金額がちょっと大きいかなと思うので、もうちょっと詳細が分かればうれしいです。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 一応見積りを徴収するときにはしっかりと点検等していただくとる業者のほうには見ていただきながら、ここをこういうふうに直すといったところの部分をもって実際の見積額というのを出示していただきました。それが、その金額について、その金額を基に予算化し、それをもって入札のほうに入ったわけですが、その結果として入札、落札した額が少なかったんで、その部分を、勤労センター費のほうで言わせていただければ、1者から参考見積りのほうを徴収させていただいておりますので、もう少し、もう一者であるとか、そういったところの部分をしっかりと精査できるようにしていきたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどとほぼ同じ理由にはなります。見積りの徴収時にはそれなりに精査はしておるんですが、やはり入札までの間に市場価格、定価ベースのものとかで恐らく見積りは出てきておりますので、その辺、市場価格が下がったものによるものとは思われますが、今後もより一層精査して見積徴収

をするように努めたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 そうなんでね、しかも高くなったんじゃないしに安くなったんだから市としてはいいだろうというところはもちろん思っているんですが、いや、そもそも今、市場は物価高で苦しんでいる中で、よくこれだけ安くできたなというのを思うので、だからそこが、何も疑ってはないんですよ。疑ってはないんですけど、こういう誤差がするってことは当初予算に当然反映されて、他のところが削られるということも当初予算を組むときにはあり得るんだろうと思うので、やはりこういう見積りというのを今おっしゃっていただいたようにしっかりしていただく。あまりそごとか差が出ないような見積りになればいいなと。繰り返しになりますが、安くなったことを批判してませんからね。安くなったのはとてもいいことだというふうには思っておりますが、やはり計画と実行の段階で他の部署にも影響が及ぶことかなとは思っているので。多分たまたま今、二つの目で申しましたけれど、これが全体にも言えることかなと思いますので、今私がこの発言してることに對して答弁をそれぞれでは求めませんが、皆さんどうぞよろしくお願いしますというところでとどめておきます。

○加藤保博委員長 答弁はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 僕も溝手委員の言われたところ、気になったんですけど、これって品質的に落としたものを購入したとかそういうわけではないんですかね。例えば国内生産品を海外製品にしたから安くなったとかというわけじゃなくて、その辺は問題ないですかね。安物買いの銭失いみたいなことになるのが一番怖いなと思うんですけど。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 太田副委員長の質問にお答えさせていただきます。

入札等、事前に仕様書を決めておりますので、それに基づいての執行となっております。決してランクを下げたとかというものではございません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 うちのほうも同じように仕様書がありますので、それに基づいて入札のほうをしていただいております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 調書のほうの、これは7ページ、補正予算書のほうの18、19ページの企画費ですかね。じゃあねんか、これは。これは、うちは関係ねんかな。そうじゃ商人応援事業は違うんかな。空き家も。すみません。どうも失礼いたしました。委員長、すみません。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第12節委託料で実証実験委託325万円の減額ということで、調書にあります。調書32ページですね。調書にありますように、加工用桃試験栽培事業委託業務、これが渇水や農地の確保状況等の要因によりとかこう書いてありますけれど、まずこれ、委託先はどこですか。そのほかの要因はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 加工用桃事業の御質問について答弁をさせていただきます。

委託先につきましては、J A晴れの国岡山でございます。そのほかの要因というところでございますが、やはり今回のこの減額の主な要因といたしましては、先ほど委員おっしゃられたとおり渇水の影響で植え付けていた苗木がかなり枯れたというところと、あと農地の確保について取り組んでいただいていたんですけれども、ある程度の農地は確保できたんですけれども、造成と土作りまでができなかったという要因等もございまして、今回、減額をさせていただこうとするものでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 委託先はJ A晴れの国岡山であるということで、ということはJ A晴れの国岡山としては今回この加工用桃が、試験が言ってみれば失敗したことによって予算も減額されている、委託料を減額されているってことは、もしかしてJ A晴れの国岡山が赤字になっているというふうに考えたらいいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません、説明が足りなかったところもあるんですけれども、この加工用桃の事業については、加工用桃を植え付けて、育成の仕方であるとかそういったところをマニュアル化していくという事業でございまして、まずは植え付けて育てながら事業を検証していくというものになります。ということで、初年度の植付けができなかったというところで、枯れた部分については幾らか損失は出てはまいります。春の分は植えて、秋の部分、植えようとしたものについて農地の確保等もできなかったというところで、令和8年度に繰り越させていただいて、その中でもう一回植付けをきちっとしていくと。それによって、また再度、その生育状況であるとかそういったのを見ながら加工用桃の生産に係るマニュアルをつくっていくということをさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、理解を僕ができてないのでお尋ねするんですが、今の御説明を聞く限り、令和8年度に事業を繰り越すのであれば、これは繰越明許じゃなしに、あえて減額だったとかといったところの理由というのはどういうふうになるんですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません、そのあたりも御説明が足りなかったと思いますけれども、これ、もともと5年間の債務負担行為の事業で、全体事業費1,000万円でさせていただくということで、予算等、御議決いただいておりますところでございまして、今回につきましては繰越しが出てきたことによりまして6年に変更させていただいて事業を実施していくということで、今、先ほど変更等の説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 次のまた議案というか、次のところに関連するかもしれないので、不適切と思ったら止めてください。

委託先が、この加工用桃の栽培、これ、事業、加工用桃試験栽培。試験栽培の委託がJ A岡山であると。ちょっとこんがらがっているんですが、そうじゃ地食べ公社に加工用桃の栽培を増やすんだみたいな話があったと思ったんですが、あれとは事業として全然違うことをする。あくまでこれは試験して、こういうふうにしたら加工用桃がいにように栽培できるよということをやっていく事業であって、先般話に上がっておりましたそうじゃ地食べ公社でしてもらう加工用桃の栽培というのは事業が全然違うんですよという認識でいいんですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃられるとおりでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、では次、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、第10節需用費の695万4,000円の減額、修繕料ですね。調書は55ページになります。鬼城山学習広場デッキ改修工事についてなんですが、それこそ昨今取り沙汰されております下水道管と違って、学習広場のデッキというのは誰でも目視できる状態にあると思うんですが、その修繕工事なのに、当初見込んでいた工法での改修はできないことが判明したというのは、これはちょっと合点がいかないんですけど、何がどうなってこんな改修、見積をどこかの業者が見てしたんだと思うんですが、何が起きてこんなことが起きたんですかね、すみません。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 御説明します。

当初予算につきまして、見積りの徴収を既存の学習デッキを造っていただいた岡山市の業者のほ

うに見積をいただきまして、当初予算をさせていただきました。その際には、木材等のもので今造っておるんですけれども、耐用年数が約20年ということを加味していきまして、ただ使用状況等も踏まえまして、まだこの材料は使えるということで説明をいただいております、あくまでもその材料を基に補強をするというような工法での令和7年度の当初の見積をいただいて予算化をしております。調書のほうにも書かせていただきましたが、鬼城山に観光客の観光シーズンを避け、約2箇月間の工期を考えておりましたので、冬の時期、1月、2月の工期に合わせまして、その前、2箇月間の業者選定の期間を考えまして、9月ぐらいに事前の準備をするため、改めましてその業者のほうに詳細の確認をさせていただきました。そうしますと、そのタイミングで、やはりこの木材の再利用といいますか、使うことは難しいという御指摘をいただきまして、このようになりましたというところです。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 では、当初見積りをしていただいた業者が、もともとこの学習デッキを設置された業者であると。その業者が、木はこのまま使える、だから補強でいいんだと言ってたけど、その年のうちにやっぱりこの木は使えないということが判明したと。それは最初の見積を取る段階での業者がちょっとずさんなんじゃないんでしょうかという気がするんですが、それって1年もたたないうちに急激に木が傷みますかね。ちょっと不思議な気がするんですが、その業者に対してとか、新たに見積り取った業者がじゃあ違う業者で、もうその業者は外したというか、そういう措置を取られたということなんですか。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 今年の9月頃に詳細を確認するため、その岡山市の業者のほうにお話を再度させていただいた際に、その業者と、あとまた別の下請の業者等とも一緒に確認をさせていただいてる際に、このような内容が確認されたということでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、私の求めている答えにはまだなっていないというのは多分お聞きの方は感じていらっしゃるんだと思うんですが、多分そこでもなかなか把握ができないんだろうとも思います、これが学習デッキ、人が上ったり、上るといって人がその上に当然上がって活動するので、何らかの事故があってはならないので、当然より慎重にされるのはいいと思うんですが、やはりその年のうちに木が使えなかったというのは、当初、だからいわゆる目視でしかその木を見てなかったんですよね、恐らく。たたく等をしてなかったんじゃないかというふうな、すみません、見積りの時点で業者の見立てが甘かったんじゃないかなという気がして仕方がないんですが、そのことによって、でも工期も遅れたわけですよね、さらにね。そういったところに対して、できないのかもしれませんが、業者に対してもっと厳しく、正しくやってくださいというようなこと

は言えないものなのではないでしょうか。そういうことを言うと、もうしてくれるところがなくなるということもあるのかもしれませんが、やはり計画が狂ってしまいますし、ちょっと厳しめにするのも必要なのではないかと思いますので、今後の方針をお聞かせいただけたら助かります。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 市のほうとしまして、既存の設置をしていただいた業者でございましたので、安易に簡易に見積をいただいたということではなく、現場等々を十分確認をしていただいて見積をいただいたということと思いますが、このことが発生して、口頭ではしっかり業者様のほうも申し訳ないというようなことも言われておりましたし、市のほうとしましてこういうことが今後ないようにしっかり慎重に対応していくように考えております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。もう一点確認なんですが、そういったときに職員も立ち会われているんですかね。見積りを出すときに現場を見に行くときに職員も立ち会われているんですかね。

○加藤保博委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 見積を徴収する際には、市職員も立会いをさせていただきながら実際に対応しております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。今回はこういった修繕についての見積りということだったんですが、すみません、これ、絶対課とかを越えるんで駄目だったら止めてくださいですけど、要は遊具の点検とか、いろいろそういうことってあると思うんです。そういったときに、やはり単純な目視だけとか、たたいて検査するにしても簡単なことをしているとそういったところを見逃すということが起きるので、これが修繕の見積りであれ、日常の点検であれ、やはり職員さんも立会いの下、厳格に行っていただきたいなといったところをお願いして、私の質問は、これは終わりにさせていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 お答えを求めますか。

○溝手宣良委員（続） できれば。

○加藤保博委員長 できれば一言でも。

文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 私以下、文化財課職員、また市職員、こういったことも経験させていただいておりますので、しっかり情報共有をさせていただいて、今後対応してまいります。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、ちょっと状況だけ知りたいので教えてください。

調書33ページ、第6款農業費、第1項農業費、第3目農業振興費の有害鳥獣対策事業ということで、これ、減額の理由が地元との協議がまとまりませんでしたということです。今、一般質問でもこの有害鳥獣の対策というのは非常に重要視をされている中で、地域でも困っているんじゃないかなというふうに思いますが、一方で地元協議がまとまらなかったというのがどういう状況なのかなということを教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 御質問ありがとうございます。確かにいろんなところで有害鳥獣の被害というのが出てきておりまして、大きな問題になっておるというふうに我々としても認識をさせていただいておるところでございます。

その中で、今回のこの減額をさせていただいた事業につきましては、国庫事業等を活用したかなり大規模な防護柵の導入というような事業でございます。こちらにつきまして、予算の段階では約2.2km程度を囲むような、複数の園地をまとめて囲むような計画を予定して生産組合の皆様方と調整をさせていただいてたところでございますが、それだけの距離を囲んでいくという中でそれぞれの皆さんとの協議がまとまらず、国庫補助の要件等もございますので、そういった調整がつかなかったことから、今回につきましては減額をさせていただくという判断に至ったというところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。ということは、その地域は、とは言いましてもイノシシ被害があるので2.2kmの防護柵を設置しようということであつたけれども、なかなか地元協議がまとまりませんでした。その後の対策というか、個別に何か対策をしたとか、もしくは次のチャレンジをしようというふうに考えていらっしゃるのか、分かれば教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、令和8年度予算との関連が出てくることになりますが、そちらのほうで再度調整をしていただいて、予算を執行していければというふうに考えておるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、今、私も三宅委員と同じところでもともと質問をさせていただいたかったので併せてお尋ねするんですが、地元調整ができなかったのが、その柵を囲う、その柵というのがまずどういった柵だったのか。いわゆる電気柵だったのか、それともワイヤーメッシュみた

いなものをしようとしていたのか、どういう事業なのかなと思ったのを教えてほしいのと、あとそれが調整ができなかったというのが、今、約2kmとおっしゃいましたかね。その範囲を囲うということで、その範囲が全て1人の方とかがしてるんじゃないくて、やっぱり田んぼがいろいろ集まっているから、私はここから出入りがしてんじゃないとか、そういう話とか、水の管理するのにここをこがんことされたら困るがとかといったことだったのかなと想像したんですけど、そういった地元の不調というのはそういったことだったのかという点と、令和8年度事業ということで御答弁もあったんで、そういったところは十分解消できる見込みであるのかどうかを教えていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 今回のものにつきましては、いわゆる通常の防護柵というかワイヤーメッシュのものを想定して最初のお話はさせていただいておったところでございます。地元調整がまとまらなかったことにつきましては委員御指摘のとおりで、まさに様々な所有者の園地がございます。そこをまとめて囲おうとしたときに、どこまで囲うかとか、そういったあたりの調整ができなかったというところでございます。

あと、一応生産組合等とも今お話をさせていただいております、解消する見込みで考えておるところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 他にございませんか。よろしいですか。

私のほうから1点。

先ほど溝手委員のほうからもありましたが、減額の件ですが、説明の中で業者の方と相談をして見積額などを参考にするというようなことが御説明がありましたが、それは多額の工事ですし、専門的な分野ですから、それは職員でいろんなこと、見積額できないんでしょうけど、もちろん専門的な業者に相談します。恐らく相談しやすい業者って大体同じような方とかに相談するんじゃないかと思うんですが、その相談する業者は、その業者も入札に参加される業者ですか、それとも一般的に専門的なことを知ってるから、相談しやすい業者だから相談をするという業者なのか、その相談する業者も同じように入札に参加されるのか、お答えできれば教えてください。

(「文化財」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 文化財、いやいや、最初の項目。勤労センターとか。ちょっと遡るんですけど、説明のときにそういう説明をされたんです。そういうお答えがあったのでお聞きしております。すみません、答弁はどなたでも結構です。

副市長。

○中島邦夫副市長 予算取りのときに見積を取ります。それで、見積りを取ったところは入札には、入札の場合ですよ、は、まず入ります。それで、大きいものとか特殊なもの、こういった見積りを取る場合は、懇意な業者だからここで取るというんでなしに、なるべく、契約担当の課があり

ますので、そちらに相談して、どこから見積を取るかというのを決めていってる場合が多いです。

以上です。

○加藤保博委員長 そこは大体分かったんですが、何もないと思いますし、ないと信じるじゃなくて、ないと思います。契約担当の課が業者の人とそういうことをあまり頻繁に何度も何度も同じような業者とかやっていると、この御時世ですので何をか言われることもあろうかと思いますが、十分注意して、いろんな目がありますので、一応そういう思いでちょっと一言言わせていただきました。よろしくお願いします。

では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分について採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第26号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 失礼します。それでは、議案第26号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国民宿舎サンロード吉備路の工事請負費から予算を組み替えて、修繕及び植栽を行おうとするものでございます。

それでは、第1条歳入歳出予算の補正につきまして御説明申し上げますので、予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

第1款事業費、第2項営業費、第1目経営費は、関係機関等との協議の中で当初予定していなかった合併浄化槽の部品交換修繕などの修繕料4,440万円、エントランス周りの緑化に伴う植栽委託料500万円の経費につきまして、工事請負費から予算を4,940万円減額して、組み替えて執行しようとするものでございます。

続きまして、第2条の繰越明許費でございます。

3ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございますが、第1款事業費、施設修繕等事業につきましては、関係機関等

との調整に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないため、繰越明許の措置を取りまして、8,277万円を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、国民宿舍の特別会計ですが、一応第1款事業費、第2項営業費、第1目経営費で第12節委託料のうち植栽委託料500万円ですね。調書で63ページですよ。予算書の6、7ページですね。この500万円、予算提案説明のときにもあったと思ったんですけど、この500万円で植栽をされるということなんです。結局どこでも言えることなんです。後の管理というものが非常に大変になってくるのかなと。今はきれいに植え替えていいようになるんでしょうけど、後の管理が大変になると思うんですが、この後の管理というものもずっとこれは指定管理、指定管理でしたっけ、指定管理で委託している先がもう全部してくれると。総社市がこれをまた別に予算を組んで、あそこの木をきれいにしましょうとか撤去しましょうとかということをすることはないという認識でよろしいですか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員お見込みのとおりでございまして、現在の指定管理者のほうに、運営もですが、そういった施設管理のほうも委託しておりますので、指定管理料の範囲の中で適正に対応していただくようにしております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知しました。そのことについてもう一点が、いつか指定管理者がまた替わるということも起こり得るんだろうと思うんです。そのときには、その内容は引き継がれるというふうに認識してよろしいですか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 お見込みのとおりでございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第27号 令和7年度総社市水道事業会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第27号 令和7年度総社市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、総社市を含む県内11市町村の共同事業として、水道管漏水調査の効率化を図るために岡山県が主導して行っております衛星画像による広域的漏水調査推進事業に係るものでございます。県が入札のほうを実施いたしましたところ、当初の予定を下回る額での落札となったため、第2条におきまして収益的収入及び収益的支出を補正しようとするものでございます。

内容について御説明いたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

まず、収益的収入の補正についてでございますが、国庫補助対象事業として総社市一般会計を通じて交付される国からの交付金340万5,000円を営業外収益の他会計補助金におきまして減額しようとするものでございます。

続きまして、収益的支出の補正についてでございますが、衛星画像による広域的漏水調査推進事業に係る委託料680万8,000円を配水及び給水費の委託料におきまして減額しようとするものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

これより、しばらく休憩いたします。再開は午後１時。

休憩 午前11時59分

再開 午後１時０分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

次に、議案第33号 令和８年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 議案第33号 令和８年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の329ページをお開き願います。

第１条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億円と定めようとするものでございます。

適宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の338、339ページをお開き願います。

第１款事業費、第１項事業費、第１目一般管理費、本年度予算額27万5,000円でございます。この予算は、国民宿舎サンロード吉備路の維持管理経費でございます。主なものとしたしましては、第12節委託料は同施設の南側に岡山県から借り上げている駐車場用地の除草等委託料でございます。

同款第２項営業費、第１目経営費、今年度予算額11億8,201万5,000円でございます。この予算は、同施設の運営及び前年度から実施中の施設改修工事に要する経費でございます。主なものとしたしまして、第10節需用費は火災報知器などの設備修繕料でございます。第12節委託料は、施設改修工事に伴う工事監理委託料、指定管理者下電観光バス・シャンテ矢掛屋への指定管理委託料、管内W i - F i 強化に伴う機械器具設置委託料、改修工事後の長寿命化計画などの策定委託料でございます。第14節工事請負費は、施設改修工事に伴う工事請負費のうち、前金払を除いた経費でございます。第26節公課費は、令和８年度中に支払う消費税及び地方消費税でございます。

第３款基金積立金、本年度予算額1,000円は、令和８年度に発生する基金の預金利子を積み立てようとするものでございます。

第５款公債費、本年度予算額528万5,000円は、同施設の過年度の修繕における企業債の借入れに対する利子の償還金でございます。

第６款予備費、本年度予算額1,242万4,000円は、不測の事態に備えるため計上いたしております。

次に、歳入について御説明いたしますので、336、337ページにお戻り願います。

第１款事業収入、第１項営業収入、第１目営業収入、本年度予算額６億円につきましては、同施設の宿泊、宴会、売店等の営業収入でございまして、過年度の見込みをベースに計上いたしております。

同款第2項営業外収入、第1目営業外収入、本年度予算額2,000円は、消費税還付金等の座を設けております。

第2款財産収入、本年度予算額1,000円は、国民宿舎運営基金の預金利子でございます。

第3款繰入金、本年度予算額4,039万6,000円は、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

第4款繰越金、本年度予算額1,000円は、前年度からの繰越金の座を設けております。

第6款企業債、本年度予算額5億5,960万円につきましては、歳出で御説明いたしました改修工事に係る経費について、起債により財源を確保するものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為、第3条地方債について御説明いたしますので、予算書の332ページに戻ります。

第2表債務負担行為でございますが、国民宿舎防火設備修繕事業につきまして、令和8年度から令和9年度にわたって契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表地方債につきましては、歳入で御説明いたしました企業債につきまして、借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするもので、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、状況だけ教えてください。

今の国民宿舎サンロード吉備路の改修状況というのは、進捗どのくらいなんでしょうか。

○加藤保博委員長 進捗の率だそうです。状況も含めて。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 2月末時点で、建築、電気、機械設備でございますが、建築のほうは、まず2月末時点で計画が41%で出来高が今41.2%でございます。続きまして、電気設備のほうですが、計画が67.9%のところを69.9%の進捗率、また機械設備のほうは96.5%の計画のところ、85%の進捗率となっております。いずれも順調に計画どおり進んでいる状況でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 ということは、5月の末までが工期だったと思いますので、6月オープンには間に合う、今のところは十分その予定で動いているということよろしいですか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 閉館期間が5月末まででして、工期のほうは一応5月15日までになっております。そちらを受けまして、点検等をして6月1日から再オープンという形で予定どおり進んでおります。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、もう一点だけ教えてください。

今回の予算でW i - F i が約1,000万円近く、これ、内容はどんなものですかね。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 現在もお部屋のほうとか一部のところにはW i - F i 設備がございます。ただ、まだ館内によっては届かない場所がありますので、全体的にはアクセスポイントを30箇所設けまして、くまなくアクセスポイントを設置しまして、館内でのW i - F i 環境の機能強化に努めるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。今、スマートフォンであるとかこういう電波状況というのはもう必須なものですから、これはちゃんと、やや金額が結構するんだなというふうに思いながら、了解いたしました。オープンが間近に、徐々に迫ってきておりますので、市民であるとか市外の方々にも知ってもらうように、オープンに向けて頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 ごめんなさい、1点だけ。なかなか、国民宿舎サンロード吉備路を利用されている方からのよく聞く苦情で、大きいトラックとかが関係ないけど駐車場に停まってて寝てるよという、あれの問題がどのように今後解決していく方向なのかを教えていただけたら助かります。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 そちらのほうは、指定管理者のほうと私どものほうも十分承知しております。ただ、日中のお風呂とか利用されるんだというようなことも言われる運転手もいらっしやいまして、一概にはお客さんじゃないのもう出ていってくださいというようなことも言えませんので、今後、今も声かけをするようにして管理者のほうに市からもお願いしてるんですけど、一層声かけと、この年度だったと思うんですけど、初めの頃、ちょっと大きめの看板をトラックの前に見えるように設置したりして、なるべくはやっている状況でございます。基本的には、あそこは国民宿舎サンロード吉備路を使われる大型バスの停めるところですので、そちらがもうきっちり停まるときにはコーンなんかを一応してるんですけど、一層どういうやり方ができるか指定管理者のほうと話をしまして、適正な駐車になるように努めてまいりたいです。

○加藤保博委員長 いいですか。

他にございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 営業収入なんですけど、前年度が、これ、4億3,000万円ですかね。本年度の予算計上が6億円。これは、多分休館する期間があってこれだけの差があるんだろうと思うんですけど

ど、そういう計算上、大体ざっと計算したら月500万円ぐらいか、500万円少々というような計算でいいんですかね。

○加藤保博委員長 5,000万円。

○深見昌宏委員（続） 5,000万円。6億円じゃがな。そういうことです。そういうことですというて失礼。その4億3,000万円と6億円の違いという、計算上はどのように。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 基本は委員おっしゃった、今年度は12月、1月、2月、3月、4箇月お休み。来年度は4月、5月がお休みということで、単純に2箇月多く営業ができるということと、新しい指定管理者になりましていろいろな営業プランを実施されておりまして、この積算根拠は新しい指定管理者になって、去年は休業するまでの分と、おとしの分を取って、今は営業してないんで、それぞれ営業している期間をそれぞれ実績のベースにして積算しています。通常は、前の指定管理者だったら今の時期って閑散期なんですけど、新しい指定管理者になって御存じかどうか前年度なんかカニバイキングなんかをされて、比較的冬の閑散期でも非常に営業努力をされてまして、それに伴う指定管理料も膨れ上がっておりましたんで、それぞれ実績が取れるところをベースにして取ったような形で積算しているところでございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 企業債に関してなんですけど、素人考えなんですけど、こういうのって金利がどんどん上がってってますけども、これって固定とか変動とかって何かあったりするんですか。

○加藤保博委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 決まりがありまして、この国民宿舎事業債につきましては、期間が15年、3年据置きの15年償還のものを借りるようになっております。

○加藤保博委員長 固定か変動か。固定なん。15年。

○岡 真里財政課長（続） 失礼しました。そこについては、銀行のもので、固定で出されてるところと変動で出されてるところとを考慮して、こちらで決めるということになっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 分かりました。今後、こういう大きい金額を借りた場合の、多分、公定歩合とかも関係あると思うんですけど、どんどん金利が上がる時代になってきたと思いますんで、その辺のクッション的なものも予算の中に含まれているのか、その辺ちょっと教えてもらっていいですか。

○加藤保博委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 一応、金利につきましては、令和7年度までは3%以内ということでしたが、今年度から5%以内ということで利率のほうを決めさせてもらえればと思っております。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介副委員長 決めさせていただくというのは、金融機関のほうで5%ぐらいまでの利率であれば借りてもオーケーという判断になるというお話ですか。

○加藤保博委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 市内の銀行から見積りを取りまして、競争で決めることになります。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第34号 令和8年度総社市水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第34号 令和8年度総社市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

総社市企業会計予算書の1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量でございますが、給水戸数を2万7,740戸、年間総給水量を793万 m^3 と定めようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款水道事業収益を16億2,500万円、支出の第1款水道事業費用を14億7,350万円と定めようとするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款資本的収入を5億5,000万円、支出の第1款資本的支出を10億4,000万円と定めようとするものでございます。

なお、第4条は、本文中に記載いたしておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億9,000万円は、記載しておりますとおり過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

2ページをお開きください。

第5条の企業債につきましては、起債の目的を水道施設改良事業として限度額を4億円、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で流用が行えるように定めようとするものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費の1億584万2,000円と定めようとするものでございます。

第8条他会計からの補助金につきましては、旧簡易水道に係る水道事業運営資金等に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を1億7,783万6,000円と定めようとするものでございます。

第9条では、たな卸資産購入限度額を3,240万円と定めようとするものでございます。

主な内容につきまして、水道事業会計予算付属説明書によりまして御説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開きください。

まず、収益的収入についてでございますが、収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益13億1,300万円は給水収益等でございます。このうち、給水収益につきましては、令和8年6月使用分からの水道料金改定による上昇分を見込んでおり、対前年度比で1億8,920万円の増の12億6,280万円となっております。

続きまして、第2項営業外収益3億1,200万円は、旧簡易水道事業に係る一般会計からの赤字補填分等の補助金や長期前受金戻入、またチュッピーウォーター売上げによる雑収益でございます。

収入全体では16億2,500万円となり、対前年度比で1億9,200万円の増、率にして13.4%の増となっております。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

収益的支出でございます。

まず、第1款水道事業費用、第1項営業費用13億7,950万円につきましては、水道事業の運営や施設の維持管理に要する経費のほか、総社の水を安心して飲んでいただくための水質検査の手数料、減価償却費、岡山県広域水道企業団からの受水費等が主なものとなっております。そのほか、令和7年度に引き続き技術者不足を解消するための水道事業採用の職員募集に係るものや、いわゆるPFASに係る年4回の水質検査を実施する経費についても計上させていただいております。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

第2項営業外費用8,400万円につきましては、企業債の償還利息及び消費税及び地方消費税が主なものでございます。支出全体では14億7,350万円となっており、対前年度比で8,350万円、率にして6%の増となっております。

少し飛びますが、31ページに損益計算書のほうを掲載していますので御覧いただければと思います。

それでは、続きまして22ページ、23ページをお開きください。

資本的収入について御説明いたします。

第1款資本的収入5億5,000万円につきましては、内訳としまして企業債が4億円、給水装置工

事の新規申込みによる分担金が5,800万円、配水管布設工事に伴う受益者の工事負担金や他の公共工事に伴う配水管移設工事等の負担金が2,700万3,000円、企業債償還元金のうち旧簡易水道事業に係るものへの一般会計からの補助金が6,499万7,000円となっております。

次に、24ページ、25ページをお開きください。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出10億4,000万円につきましては、内訳としまして第1項建設改良費7億9,210万円、第2項企業債償還元金2億3,390万円を見込んでおります。建設改良費の主なものにつきましては、予算調書の10ページに記載しておりますとおりでございますが、老朽管改良事業として1億3,900万円、久代地内の工業団地ウィングバレイにおいて工業用水道から上水道への切替えに向けて整備を行う久代配水池築造や配水管布設等の認可事業として2億4,080万円、施設管理の効率化を図るために水源地等の施設と市役所をつなぐ遠方監視システム更新費用等の施設整備費用として1億5,335万6,000円が主なものとなっております。

最後に、債務負担行為の執行状況についてでございますが、それにつきましては予算書の12ページに記載しておりますので御覧いただければと思います。

現在、水道事業会計で計上しております債務負担行為一覧となっております。委託業務に係るものが2件ということになっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入りますが、質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 先ほど休憩時間中に、先にページを言ってくれと言われたんで、先にページを言いますね。調書で見ると9ページ、予算書は25ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目水道施設整備費。この工事請負費及び委託料のところが、要は配水管布設工事費の請負なんだと思うんですが、これが単純に前年度から比べると予算が減らされているので、これ、もうちょっと予算を、もうちょっとというか予算を減らした理由というのを教えていただきたいというふうに思います。配水管を布設していくのにどんどん進めたほうがいいのかなと思っているので、ここが減額になっている理由を教えてください。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えさせていただきます。

老朽管改良事業、配水管の更新の工事になりますけども、対前年度比で落ちてますのは、昨年度分については特に久代配水池の築造工事、これについての予算がかなり、約2億4,000万円相当が減ってますので、その関係で老朽管改良工事のほうがちっと減ってるということでございます。そういったことで、ここ数年ですけども、建設工事の改良工事のほうはかなり全体的に額が確かに大きかったというのが、大型工事として小寺配水池ですとか第5水源地、そういったものが大きかった関係で、全体的に昨年度よりは老朽管の配水管の改良工事のほうが減ってるということでござ

います。それ以前にすると大体例年並みにはなるんですが、対前年と比較するとちょっと減ってる
となっている状況でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 昨年度、令和7年度において一つ大きな事業があったので、その分がなくなった、終わったから減額なんだよということで、老朽管の新たな更新については前年というか例年並みなんですよといった答弁で一応承知をいたしました。できれば、だからといってこの予算をじゃあ反対だとかというわけではないですけど、できるだけこの老朽管を更新していくということが、上下水道ともにですけど、早めてほしいというふうに思っているところでございます。しかも、そういうことに関して恐らくどの議員も反対しないと思いますので、どんどんこういったところには予算を厚めにさせていただきたいなというお願いをしておきます。よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長 他にございませんか。よろしいですか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 調書の2ページ、第1款水道事業費、第1項営業費用、第2目配水及び給水費というところの水質検査の手数料に関することだと思います。先ほど、PFOS、PFOAの話が出ました。令和8年4月から、これ、水質検査の義務化になるんだろうと思います。それで、先ほども説明ありました、年に4回、おおむね3箇月に1回は水質検査してくださいよということで、総社市はもう既に今もやっているのではないかと理解しているんですが、ただ一方でこの、実は私のところにも総社はPFOSとか大丈夫なのかという問合せが来て、ちゃんと水質検査で公表してますので見てくださいといっちは伝えるんですが、非常に分かりにくいと。どこが該当するのかというところがあるんですが、そういうところはちゃんともう少し分かりやすく市民の方に、今一番関心のあるテーマの一つであると思いますので、そういうふうに対応していただきたいと思いますけれども、可能でしょうかね。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 失礼します。三宅委員の御質問にお答えさせていただきます。

PFASにつきましては、言われたとおり令和8年4月から検査必須項目ということで義務づけられることになりました。令和2年からは、一応管理目標項目ということで、任意で検査は各事業体やってましたが、総社市は令和2年からずっと検査もやって、50ng/L以内、もう十分低い状態での数値で問題は全くございませんでした。令和7年度からも4回はやっているんですが、令和8年度についても4回、計画いたしております。結果についてはホームページで公表はさせていただきますが、確かに必須項目自体が今まで51項目、それから今度はPFASの項目が増えて、今度、必須項目が52項目になりまして、かなり確かに表が小さいというか細くなり過ぎてて見にくいというのは御意見として私たちも伺ったことがありますので、もう少し、特に気にされてるP

FAS等については、何かもうちょっと表示を大きくするとか、目立つような何か工夫をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 そこは、今後十分検討していただきたいなというふうに思っております。

それともう一点、これはどこに該当するか分からないので大まかに聞くんですけども、先般、配水池のミスがございまして、その対応は清音のほうですけどもされたというふうに思いますが、正直もうライフラインの重要な施設でありまして、もうそういう、これを単純ミスと言うべきなのかどうなのか分かりませんが、ヒューマンエラーのようなことがないように、お願いになりますけれど、そこは十分に意識をして努めていただきたいと思いますけれど、そういうことに対して何か一言あれば、ちょっといただけますか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 失礼します。三宅委員からの御質問ですけども、先月の2月11日に清音地区での断水ということで、これについては電気系統の異常によって全ての電源が落ちて、職員への通報も来なかったということで、本当に御迷惑をかけたところでございます。機器類の点検については、1箇月ないし3箇月において点検、それからまた職員においても現場等へ行くときにはなるべく水源地、配水池に行くなどして、目視での点検になりますけどやっておりますが、本当にヒューマンエラーということで、そういったことが起きないように日頃からチェック、確認はしていきたいと思います。本当に約10時間の断水となったわけですが、本当に影響が大きかったなというのを痛感してるところでございます。少しのことが本当にミスにつながりかねませんので、そこは再度業者のほうにもしっかり点検のお願いをするとともに、職員のほうでも可能な限り点検のほうを増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 物価高で先ほども水道料金を上げさせていただくと。市民の方も本当に生活が大変な中で、そのような決断を出さないといけないという、非常に厳しい中でありますので、極力そういうミスのないようにしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

もう一点だけ確認をさせてください。

調書の12ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目水道固定資産購入費の中の59番の無形固定資産購入費ということでSUIBIZ。SUIBIZって何なんだろうと思って調べたら、会社の名前なんだろうかな。ここが5,500万円という、それ、かなり大きな額が支出予定ですけども、これ、中身はどんなことになりますか。ちょっと教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 失礼します。三宅委員の御質問にお答えします。

無形固定資産購入費ということで5,500万円計上させていただいています。3点記載させていただいてますが、HT更新というのがまずあるんですが、これはいわゆるハンディターミナルでございます。水道の検針に行くときに使うもので、現在使用的是プリンター一体型のものなんですが、それをスマホ型に変更しようとしてます。この経費と、それから水道料金等のシステム、これはSUIBIZの改修でございますが、今後、料金納付等においてeLTAXというのが、これ、税の関係のシステムになるんですけども、公共料金については一元的にこのeLTAXが使えるような対応を今求められているところでございます。それについての改修でございます。それから、あとは下水道使用料関連で800万円ということで、これについては今後また督促手数料等の廃止というのも全庁的に考えられてるようで、そういったことについてのシステム対応、それからまたこれについてはシステム自体が水道事業のものでございまして、今度、下水道使用料についても使用料の改定をされる関係で、その分について改修費用をこちらのほうで見込んでいるということでございます。最終的には、この下水道事業に伴ったものについては、また負担金で下水道企業会計のほうから水道会計のほうに負担していただくというような内容になっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。これ、水道の検針をされる方が、それが非常に手間が省略できるようになる予算というふうに理解すればいいですかね。

それと、このeLTAXを仮に導入したら、これ、市民の方にはどういうメリットが出てくるのでしょうか。もうそういうものなのか、もうそういうふうにやらざるを得ないのか、何か非常にメリットが出てくるようなものなんでしょうかね。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 三宅委員の再度の御質問にお答えします。

ハンディターミナルにおいては検針員の方も便利になるということと、それからeLTAXについては基本的には税関係の収納について使用されているもので、税の申告とかされる方、それから事業者、業者の方についてもこういったものを使われていますんで、このシステムで納付していただくことで、その他、例えば金融機関に納めに行ったり、口座振替をしてもらったりとか、そういった手間が業者、個人の方についても利便性が高まるということでございます。これについての上下水道についても検討を進めていくということでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第35号 令和8年度総社市工業用水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 続きまして、議案第35号 令和8年度総社市工業用水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の37ページをお開きください。

第2条業務の予定量でございますが、19事業所に対し年間総給水量を73万 m^3 、1日当たり基本使用水量を2,000 m^3 と定めようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款工業用水道事業収益を4,052万円とし、支出の第1款工業用水道事業費用を3,264万円と定めようとするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款資本的収入を26万円とし、支出の第1款資本的支出を685万円と定めようとするものでございます。

なお、第4条の本文中に記載いたしておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額659万円は、予算書に記載しておりますとおり減債積立金等で補填することといたしております。

続きまして、38ページを御覧ください。

第5条では、予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で流用が行えるように定めようとするものでございます。

続いて、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費を1,470万円と定めようとするものでございます。

第7条では、棚卸資産購入限度額を80万円と定めようとするものでございます。

次に、主なものにつきまして御説明申し上げますので、48ページ、49ページをお開きください。

まず、収益的収入でございますが、第1款工業用水道事業収益、第1項営業収益3,637万円につきましては、19事業所に対する日量2,000 m^3 の契約水量及び超過水量に係る水道料金3,628万円が主なものでございます。

また、第2項営業外収益でございますが、長期前受金戻入の300万円が主なものでございます。

次に、収益的支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用は、工業用水道事業運営に係る減価償却費等の経常的経費として2,985万円を見込んでおります。

52ページ、53ページをお開きください。

第2項営業外費用179万円につきましては、企業債の支払利息39万円及び消費税及び地方消費税140万円を予定いたしております。

続きまして、資本的収入でございますが、第1款資本的収入、第1項工事負担金は、検定満期に伴う量水器の購入負担金として26万円を見込んでおります。

資本的支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費として取替用量水器50万円、第2項企業債償還金の企業債償還元金630万円となっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 それでは、調書の22ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目工水量水器費についてお尋ねをいたします。

今年度、量水器を要は買い足すんだと思うんですが、そもそも工業用水道を廃止することが決まっていますよね。廃止するまでの間にこの量水器の交換を必要に迫られて、必要に迫られてというか法で決まってるんですかね、交換しなければならないということなんでしょうけれど、これ、毎年毎年出てしまうんですかね。それとも例えば限度額、さっき80万円とかありましたけど、その中でもう買えるだけ買っというて、後で費用が発生しないようにとか、そういったような対応はできたりしないんですかね。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

量水器については、計量法により令和8年で検定満期ということで、これ、交換が必須となります。令和8年度において3事業所が該当しますので、これは一応令和11年をめどに工業用水道事業を廃止という予定ではおりますが、令和8年、ここで来ますので、令和8年度には取替えは、これもしなければならないというものでございます。来年度、令和8年を迎えるので、これはもう替えないといけないものということでございます。予備的に買うものではございません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今、最後に予備的に買うものではないというふうにおっしゃったんですが、令和11年度にはもう廃止をするということは、令和12年度以降には絶対にこの量水器の交換というのが出てこないわけですね。だから、それまでに、今ある事業所がどれだけというのは分かってるの

だから、その量水器の数も当然分かっていて、どこが何年たつというのが分かってるんだと思うんですが、それを事前に買っておくということはできないということなんですかね。その年度にしないと、どうしても買えない。というのが、これだけ物価高がいきよんで、量水器購入するにしても先に買って資産として持っておいて、その年度になったら使うということができないのかなと思いましてお尋ねをしております。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の再度の御質問にお答えします。

19事業所ですので、令和9年度に例えば何社あったかは今確認できませんが、もう数件になりますので、あっても1件、2件の件数になりますので、その都度、一応予算化、棚卸しのほうで購入して、資産としてはあまり持ちたくないというか、その都度購入はしていきたいとは考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 これ、全体の話になりますが、いわゆる令和11年度を目途に廃止をするということが決まっている事業であります。ただ、それまでは運用しなければならないんですが、その間に要は大きな漏水とかが起きる可能性も当然あるんだと思うんですが、ないようにというか、そういう点検というのはできていて、一応見込みとすれば耐用年数的にもそういったことが起こりにくい年であるというふうに理解をしておけばいいんですかね。これがもし工業用水道で大規模な修繕が必要になったら、廃止することが決まってるのにもったいないよねという感じがするので、その辺の見込み、いや、めげる見込みなんかはできないのは分かってるんですけど、耐用年数的にとか、今までの検査でこころ辺が実は怪しいとかというところがあるのかなと思ってお尋ねをしております。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

耐用年数につきましては、これ、工業用水道につきましても一応40年ということになります。工業用水道が昭和63年に開始されていまして、令和10年度、令和11年度で約40年になりますので、そのタイミングで基本的には廃止して上水道に統合しようとして今考えておりますので、点検というか大きな、特に今まで漏水とかそういったものは起きてませんので、もう数年は多分大丈夫だろうなどは思っていますが、もし万が一何かあると本当に事業所の方に大きな御迷惑をかけますし、事業収入にも多分影響がかかってくることですので、点検というか40年以内には、40年を目途にはやはり切替えのほうも順次進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 これもすみません、事業全体の話になってしまうんですが、要は上水道に切替えるわけですね。令和11年度、令和12年度からということになるんですかね。上水道を各事業所が使う、令和11年度から使う。いずれにしても、そこに新たな上水道を布設する予定なんですかね。じゃあなくて、今既存のものから取り出しをするということなんですかね。それがそうだとすると、それは要は水道事業会計に入るのか工業用水道事業会計に入るのか、どちらに、どういうことになっていますかね。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 確かに今、工業用水道の配管がございます。これについては、基本的に上水道に切り替えるところで、先ほど水道事業会計の御説明をさせていただきましたが、配水管のほうを上水道用のものを引き直す、布設するようにいたしております。これについては、当然工業用水道事業会計で負担するべきものですので、一時的に水道事業会計で負担はしますが、今度、会計間でのやり取りを今後、数字が固まりましたらやらせていただきたいと思います。工業用水道会計から水道事業会計のほうにお金を今度、負担金として入れるというような処理をさせていただきます。今後というか毎年こういった処理を以後していきながら、最終的には工業用水道事業会計を清算して、最終的には閉鎖、廃止するというような運びで、一応令和11年度の、早ければ令和11年度から廃止はしたいと考えていますが、令和11年度中になる可能性も今あるなどは考えています。そういう予定でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 これが、だから水道事業会計と工業用水道事業会計とにまたがってしまうので質問として難しいのですが、心配していることがありまして、かつての一般質問で上水道は貴重な生活用水であるから農業用水には使えないみたいな話が、使えないことはないんですけど、そのような御発言があったんですが、それがもう工業用水道に上水道を大量に使うということになって、そこら辺、整合性はあるのかなと思って、工業用に上水道を使っても何もトラブルは起きないという想定、何も装置的なものとかでも変更は生じないで、今の現状で新たに管を布設するだけでいけるのかどうかというのを教えてください。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

基本的には、管を今度、水道の管ですね、それを太くはしますが、配管をさせていただくと、当然水量がちょっと不足するということがあります。それについては、先ほど水道事業会計の予算の中でも説明させていただきましたが、久代配水池のほうを今、築造しております。それが少し配水池の容量がちょっと大きくなりますので、そちらからウィングバレイのこちらのほうにも水道水として使っていただきますので、大きなトラブルは生じないと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 2 時 3 分

○加藤保博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第36号 令和8年度総社市下水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 それでは、議案第36号 令和8年度総社市下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げますので、企業会計予算書の65ページをお開きください。

第2条の業務の予定量につきまして、処理面積を1,354ha、水洗化人口を4万8,500人、年間総処理水量を479万 m^3 とし、主要な建設改良事業の予定量を記載のとおり定めようとするものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款下水道事業収益を20億6,036万円、支出の第1款下水道事業費用を19億3,200万円に定めようとするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、収入の第1款資本的収入を14億243万円、支出の第1款資本的支出を19億7,160万円に定めようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億6,917万円につきましては、本文中に記載のとおり、留保資金、積立金等で補填することとしております。

67ページに移りまして、第5条債務負担行為につきましては、対象の事業等を総社市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給要綱による資金の利子補給と資金を貸し付けた融資機関に対する

損失補償並びに総社市下水処理場外電気設備工事において、期間、限度を記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条企業債につきましては、起債の目的を公共下水道事業とし、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めようとするものでございます。

第7条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税の納付額に不足が生じた場合に、営業費用と営業外費用の間で流用が行えるように定めるものでございます。

続きまして、68ページでございます。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費7,788万円に定めようとするものでございます。

第9条他会計からの補助金につきましては、公共下水道と農業集落排水事業の運営資金等に充当するための金額でございます。

続きまして、予算説明書により主なものについて御説明を申し上げますので、80、81ページを御覧ください。

まず、収益的収入として、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第1目下水道使用料につきましては、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料として、令和8年6月の使用分から平均改定率15%増の使用料改定による増収分を見込んだ8億4,050万円としております。

第2目他会計負担金6,210万8,000円は、雨水処理に要する経費に係る一般会計からの負担金でございます。

次に、第2項営業外収益は、第2目他会計負担金が雨水処理に要する経費以外に係るもので、第3目他会計補助金が下水道事業の運営に充てるための一般会計からの繰入れ経費でございまして、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、収入全体といたしましては40億6,036万円、対前年度で2,395万円の増の予定でございます。

続きまして、収益的支出でございます。

82、83ページをお開きください。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用17億7,894万円は、管渠、ポンプ場、処理場費に係る施設維持管理に要する下水道事業に係る運営経費でございまして、主なものといたしましては、第1目管渠費は汚水管理設工事や雨水渠改良工事に伴う家屋等の事前、事後の調査業務、工事損失補償、管路更生工事等でございます。

第2目ポンプ場費は、ポンプ場の運転管理業務委託料、運転電気代等でございます。

第3目処理場費は、下水処理場の運転管理業務委託料、運転用電気代及び職員3名の人件費等でございます。

84、85ページを御確認ください。

第5目総経費は、下水道課職員7名の人件費に係るもののほか、下水道事業実施に係る事務的経

費等でございます。

次に、86、87ページを御覧ください。

第6目減価償却費と第7目資産消耗費（後刻「資産減耗費」と訂正あり）は、減価償却に伴う金額をそれぞれ費用化したものでございます。

次に、第2項営業外費用1億3,320万円は、企業債の償還利息及び消費税及び地方消費税が主なものでございます。

以上、支出全体としては19億3,200万円、対前年で3,180万円の減でございます。

なお、損益計算書につきましては、97ページを御覧ください。

続きまして、資本的収入と支出を御説明いたしますので、88、89ページにお戻りください。

資本的収入及び支出は、施設等における建設改良の投資活動に係るものでございます。

まず、収入として、資本的収入14億243万円の主なものといたしまして、第1項企業債6億6,640万円は建設改良費の財源とする借入れでございます。

次に、第2項国庫補助金4億1,250万円は、建設改良費に対する国庫補助金でございます。

次に、第3項受益者負担金から第6項工事負担金は、新たに公共下水や農業集落排水施設に接続する場合の使用者からの負担金と分担金で、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、第7項他会計負担金から第9項出資金は、それぞれ説明欄に記載のとおり、資本的収支に係る地方公営企業法の規定による一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、90、91ページを御覧ください。

支出でございます。

第1款資本的支出19億7,160万円の主なものといたしまして、第1項建設改良費9億7,968万円は、汚水管理設の工事や調査費、ポンプ場、処理場施設の修繕費並びに職員2名の人件費及びストックマネジメント計画に基づく総社下水処理場脱水設備更新工事の委託料でございます。

次に、第2項企業債償還金9億7,120万円は、過年度に借り入れた元金償還額でございまして、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、78ページにお戻りください。

下水道事業会計の債務負担行為一覧でございまして、第9条で御説明したもののほか、継続の委託工事等でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 では、調書の37ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目処理場整備費で、第11節の委託料と第14節の修繕費について伺います。

これが下水処理場の汚泥脱水設備の更新工事でありますとか、それに伴う電気設備工事等の修繕とかであります、この工事を行うことによって耐用年数がどの程度延びるのかということをお教えいただければ有り難いです。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

施設の耐用的な年数だと思われそうですが、今回の機械設備でございます。機械設備の耐用年数、15年から20年ということで、ここで更新することによって15年、20年の年数は延命できるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 今回、下水のあそこ、壊れたじゃないですか。あれに伴う全市的な下水道の調査とかということは今の予算の中でできるものなんですか。そういう調査をする予定があるかないかも含めて教えてください。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田副委員長の御質問でございます。

調査につきましてはこれまでもやってまいりまして、来年度も1kmを予定しているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今回は、その調査に引っかからなかった事故ということでよろしいんですかね。もともと分かっとなっていったみたいな話なのか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田委員の再度の御質問でございます。

今回の箇所につきましては、今年度、調査を行った結果、緊急性のあるところというふうなものの報告は受けております。それを今後、まだ耐用年数50年未満ではございますので、設計をして工事をするという予定ではございましたが、今回ああいう結果になったということでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 他にもそういう箇所が結構何箇所があったりするんですかね。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田委員の御質問でございます。

今回のような箇所というのは、ほかには、緊急性の高いところは今回のところがたまたま高いところという報告を受けてたところでございます。ほかのところにつきましても、緊急性はまだ低いんですが、同じ構造等は再度確認をしようというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今回原因となったのは、埼玉県のあちの何かいろいろ道路が落ちた話とかあるじゃないですか。塩素系のものがたまって云々かんぬんみたいなところがありますけど、総社市の原因としては何が原因かというのは今分かってる、もしくは調査が出てるみたいなのがあるんですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 今回の結果につきましては、まだこれから検証させていただくところがございますが、恐らく埼玉県の八潮市と同様、塩素系のガスが発生したということは、考え得るところには思っているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 総社市の管自体がそこまで大きくないから、そこまで大事故にならないのかなと思ってるんですけど、今後とも調査研究していただいて、早急に対応できるようにお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田委員、ありがとうございます。引き続き、今回のを契機に、しっかりと検証してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 失礼いたします。

調書で35ページです。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費のうち第22節工事請負費1億5,000万円ほどのこの汚水管理設工事、取付ます設置工事等なんですが、事業実施のための課題等のところにも書いてあるように、管渠施設の新設等を計画的に実施していく必要があると、これの僕の理解が及んでないので教えてほしいんですが、今現在、下水道が入っていないところに新たに広げていくという計画でこれが挙がっているのですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御質問でございます。

新たな新設箇所というのは、今、継続的に行っている三須のさくら団地を継続的に引き続きさせていただき予算として計上させていただいています。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今年度のこの予算でどうのこうのという話には多分ならないと思うんですが、それこそ今回のような事故もありましたし、なので今後は管を新たに新設、布設、埋設か、していつて広げていくよりは、実はもう各家庭で合併浄化槽をお願いしたほうがいいんじゃないかという話も当然出てくるんじゃないかと思うんです。ずっと継続的にこのインフラの維持管理をしていかなければならないといったことを考えたときに、そして将来の人口のことも考えなければ、水道のときにも水道の使用量が明らかに減る見込みであるというようなことがあったと思うんですが、下水道もそうなのかなというふうな気もしますし、その辺は併せて考えていく必要があるのではないかなと思うのですが、そういったところの比較とか計画とかというのはありますでしょうか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御質問でございます。

計画は下水道事業としても持っております。今後の内容につきましては、委員御質問のとおり浄化槽も含めた中での計画を進めてまいりたいと思いますが、今現在のところは予定どおり進めていこうと思います。浄化槽の意識が高まっているというのは、こちらも認識しているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 では、もう一点、これは確認なんです、予算書の25ページ、26ページ、基本的には26ページなんです、ここで第7目資産減耗費とあると思うんですが、これ、御説明のときに資産消耗費というふうにおっしゃったんですけど、これは消耗費が正しいんですか、それとも減耗費が正しいんですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御指摘ありがとうございます。

資産減耗費のほうが正しく、申し訳ありませんでした。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第37号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第37号 市道の路線認定につきまして御説明申し上げます。

このたび認定しようとする路線は1路線でございます。総社二丁目地内で行われた宅地開発に伴う1路線を新たに市道として認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

路線の概要などについて説明いたします。

次のページを御覧ください。

赤矢印の箇所が今回認定する総社二丁目支線3302号道でございます。

この道路は、建築基準法に基づき特定行政庁総社市から位置指定道路として認められたものでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第38号 市道の路線変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 引き続き、議案第38号 市道の路線変更について御説明いたします。

路線の変更を行おうとするものは計3路線あります。これらの3路線について説明いたします。

下の表を御覧ください。

変更する3路線のうち、一番上の行に記載の榎谷地内の市道につきましては終点の変更、下2行が黒尾地内の圃場整備による2路線の起点または終点の変更であります。

路線の概要については、次ページを御覧ください。

こちらについては、吉備中央町と市町境の市道の管理区分の協議が確定したことに伴い、当該市道の終点を変更するものでございます。

次のページにお進みください。

2から3ページ目は黒尾地内の圃場整備による起点または終点の変更で、2ページ目の黒尾支線3098号道は路線の一部抹消、3ページ目の同支線5103号道は路線の延伸でございます。

これらの3路線の路線変更について、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、黒尾支線3098号道について伺います。

これは、要は変更後、要は一部が市道から外れるという形なんだろうと思うんですが、変更前に、この図でいうところの赤の点線がしてあるところが、後はどういう扱いになって、どこが管理するようになるんですかね。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 道路部以外の箇所につきましては、圃場整備に要する用地として、今後、圃場として活用するということになると考えております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということは、農道としても残らないと、もう圃場の中に入ってしまうという認識でいいということですね。

○加藤保博委員長 答弁を願います。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 換地処分で、道としてはもうなくなっているということで、もう田んぼという格好で処理しているということでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。じゃあ、これが田んぼに完全になりますよということで認識をいたしました。ただ、一応もともとは道路だったということですよ。換地だったということなんですよ。でも、それが田んぼになるということは、新たに誰かがここを所有するということになるんですよ。それが、だから地番としてはどうなるのかなとか、田んぼとしても農地として誰かが所

有するんであれば、市が誰に払下げをしたということになるのか。それが寄附という形なのかどう
いう形なのか分かりませんが、その土地がどういうふうになったんですか。新たに固定資産税が
発生するんじゃないですかね、僅かとはいえ。だから、そういったところはどういう扱いになるの
かだけ教えていただければ、この対応が駄目とか一切申してませんからね。ただ、それがちょっと
気になったからお伺いしているだけなので。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 ちょっとお調べさせてください。すみません。

○加藤保博委員長 では、後ほどということで。

他に質疑はありませんか。

地域応援課長、後でというのは今日ですか。この後ですか。

○目黒由基地域応援課長（続） 今日させていただきます。この後。

○加藤保博委員長 この後、はい。

じゃあ、ちょっと変則ですけど10分休憩いたしますので、その間にできれば。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時40分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 すみません、迷惑かけました。

圃場整備によりまして、換地処分では道は付け替え、ほかの道に振り分けたというところで、現場
は個人の畑、農地になっているという状況でございます。

以上です。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第39号 市道の路線廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 市道の路線廃止について説明いたします。

路線の廃止を行おうとするものは、下倉地内に位置します下倉支線3028号道の1路線でございます。

路線の概要等につきまして説明いたします。

次のページを御覧ください。

本路線につきましては、現在、沿道に居住されている方はおらず、また路線の終点部がほかの市道と接続していない、いわゆる行き止まりの状態となっており、実態といたしましても一般交通の用に供される道路としての機能は失われております。このことにより、当該路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時43分